公益社団法人伊勢原市シルバー人材センター地域班設置要綱

（目的）

第１条　この要綱は、公益社団法人伊勢原市シルバー人材センター（以下「センター」という。）が地域班を組織することにより会員の自主、自立の意欲のもと地域会員相互の連帯意識の強化及び就業開拓、並びにセンターと会員との緊密な連絡体制による事業効果を高めることを目的とし、このため地域班の設置と運営について必要な事項を定めるものである。

（組織）

第２条　会員の住所を基準として地域班を置くものとし、おおむね小学校通学区域を単位とした８つの地域をもって組織する。

２　地域班の名称は地域に特色のある分かりやすいものとする。

３　地域の中に必要に応じて組を設ける。

（地域班の活動）

第３条　会員相互の連絡と親睦、就業機会の拡大を実現するために、センターと会員の連絡・情報伝達を積極的に行う。

２　地域内での就業開拓を推進する。

３　会員に対する連絡事項の伝達及び文書等の配布を行う。

４　センターが行う事業に積極的に参加協力する。

（役員）

第４条　地域班には地域班長（以下「班長」という。）を置き、班又は組に連絡員を置く。また、地域班の状況により副班長等を置くことができる。

２　地域班の運営を支援するために各地域班に理事、監事を相談役として置く。

（役員の任務）

第５条　役員の任務は、次のとおりとする。

(1)　班長

班長は地域班を代表し、地域活動の運営にあたるとともに、センターとの連絡調整を図りながら次の任務を行う。

ア　会員相互の親睦及び情報交換に関すること。

イ　就業機会の拡大に関すること。

ウ　会員に対する連絡事項の伝達及び文書等の配布に関すること。

エ　会員の意見、希望等の伝達調整に関すること。

オ　センターの目的の周知及びセンター事業への協力に関すること。

カ　その他地域活動に必要な活動に関すること。

(2)　副班長

班長を補佐するとともに、地域班の運営業務を推進する。

(3)　連絡員

ア　班長に協力し、地域班活動を円滑に推進する。

イ　地域班の会員に対する連絡事項の伝達及び文書等の配布を行う。

（役員の選任及び任期）

第６条　班長は各班１名とし地域会員の互選により選出する。

２　副班長等は地域の状況により若干名とし、地域会員の互選により選出する。

３　連絡員は必要に応じ若干名とし、班長が指名する。

４　班長、副班長等及び連絡員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

5　補欠の班長、副班長等及び連絡員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第 7 条　会議は、班長連絡会議と地域班会議とする。

2　班長連絡会議は、班長との連絡調整を図るため、センターが適宜開催する。

3　地域班の会議は、必要に応じ班長が開催する。

（経費）

第 8 条　センターは、地域役員がその任務を行うために要する経費について、予算の範囲内で交付する。

2　前項の経費の交付要領については別に定める。

（補則）

第 9 条　この要綱に定めのない事項及びこの要綱の施行に関して必要な事項は、理事長が定める。

附　則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この要綱は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立登記の日から施行する。